

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興)	一
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ()	一
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)	二
○平成二十一年度地籍調査事業計画の変更 (土地水政課)	二
○オンデマンド印刷機による印刷サービスに係る落札者等の公示 (文書課)	二
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)	三
○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)	三
○ ()	四
○ ()	四
○ ()	五
○ ()	六
○ ()	七
○新堀土地改良区の役員退任届	七

○庄内古川悪水路土地改良区の役員退任届 (春日部農林)	八
○保安林の指定 (森づくり課)	八
○和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課)	八
○和光都市計画区域区分の変更 ()	八
○和光都市計画用途地域の変更 ()	八
○和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の設立認可 (市街地整備課)	九
○国道百二十五号の区域の変更 (杉戸県土)	九
○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)	九
○ ()	九
○ ()	九

五 定款に記載された目的号	五
---------------	---

告示

埼玉県告示第千五百二十九号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

この法人は、障害者に対し、機能訓練・就労移行支援の適切な運営、又就労支援・就労の場の提供を行い、障害者の生活の自立並びに安定、経済的向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日
 埼玉県知事 上田清司

平成二十一年十月二十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人介護サークルか
 がやき

三 代表者の氏名
 園田 久美子

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川口市芝四丁目三番五号

五 定款に記載された目的
 この法人は、高齢者が認知症になっ
 ても身体に障害があっても心豊かなよ
 り輝いた一日が送れるよう家庭介護の
 手伝いをする事により、高齢者ばか
 りか、家族の一日も、介護者である私
 たちの一日も輝いたものとなり、また
 地域の人々とともに考え、行動するこ
 とによって、高齢者の福祉増進に寄与
 することを目的とする。

埼玉県告示第千五百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
 第七号)第十条第一項の規定により特定
 非営利活動法人を設立しようとする者か
 ら、次のとおり申請書が提出されたの
 で、同条第二項の規定により公告する。
 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

埼玉県告示第千五百三十二号

平成二十一年埼玉県告示第七百号(平成二十一年度地籍調査事業計画)の一部を

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
 書を申請のあった日から二月間、県民生
 活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地
 域振興センターにおいて備え置く方法並
 びにインターネットを利用してする方法(埼
 玉県NPO情報ステーション(Url:\
 www.saitamaken-ngo.net/)により縦覧
 に供する。
 平成二十一年十一月二十日
 埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
 平成二十一年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名
 称
 特定非営利活動法人つくし

三 代表者の氏名
 大林 高雄

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県越谷市宮本町三丁目百五十六
 番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人
 と高齢者に対し、地域に根ざした生活
 を快適に過ごし、安心して豊かな暮ら
 しを送ることが出来る新しい福祉シス
 テムの構築をする事業を行い、社会全
 体の利益の増進に寄与することを目的
 とする。

次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三
 第五項の規程により、公示する。
 平成二十一年十一月二十日
 埼玉県知事 上田 清司

表中

神川町	阿久原四 (下阿久原の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
-----	-------------------	---------------------------------

神川町	阿久原四 (下阿久原の一部)	平成二十一年五月十二日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原一 (下阿久原の一部)	平成二十一年十一月二十日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原二一 (下阿久原の一部)	平成二十一年十一月二十日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原二一一 (下阿久原の一部)	平成二十一年十一月二十日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原三一 (下阿久原、上阿 久原の各一部)	平成二十一年十一月二十日から 平成二十二年三月三十一日まで
神川町	阿久原三一 (下阿久原、上阿 久原の各一部)	平成二十一年十一月二十日から 平成二十二年三月三十一日まで

に改める。

埼玉県告示第千五百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定
 の適用を受ける調達について、落札者を
 決定したので、次のとおり公示する。
 平成二十一年十一月二十日
 埼玉県知事 上田 清司

埼玉県知事 上田 清司

- 購入等件名及び数量
 オンデマンド印刷機による印刷サー
 ビス一式(単価契約)
- 契約に関する事務を担当する部局の
 名称及び所在地
 埼玉県総務部文書課公印・浄書担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年10月13日

4 落札者の氏名及び住所

キヤノンシステムズ・コーポレーション株式会社 東京都品川区東品川2丁目2番4号

5 落札金額

32,290,912円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年9月1日

埼玉県告示第五百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く

方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人UCK

三 代表者の氏名

細田 吉郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区田島五丁目一〇番五号土屋第五ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、非行少年・少女、また何らかの事情で施設などに預けられている孤児等の恵まれない青少年や、その関係支援団体に対して、音楽・スポーツ等のイベント活動や施設慰問活動を通して様々な支援事業を行い、生きがいや更生の手助けをする事により、明るいまちづくりや地域社会における福祉の増進に、寄与する事を目的とする。

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店

新座市野火止七丁目一―二十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヤオコー新座野火止店 A棟

(変更後) ヤオコー新座店

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 新座市野火止七丁目六百三十四―一外

(変更後) 新座市野火止七丁目一―二十五

ハ 変更年月日

平成二十一年九月三十日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二十一日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

埼玉県告示第千五百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店

新座市野火止八―十四、八―二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ヤオコー新座野火止店 B棟

(変更後)ヤオコー新座店

大規模小売店舗の所在地

(変更前)新座市野火止七丁目六三十四―二 外

(変更後)新座市野火止七丁目八―十四、八―二十一

ハ 変更年月日

平成二十一年十月七日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二十一日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上福岡店

ふじみ野市上福岡一―八―八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)株式会社西友 上福岡店

(変更後)西友 上福岡店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社西友

代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後)株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後)合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー
東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友

代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月一日ほか

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二十八日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 所沢花園店

所沢市上花園一丁目二千三百十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社西友 所沢花園店

(変更後) 西友 所沢花園店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友

代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友

代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキ

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月一日ほか

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二十八日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の

地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGADON・キホーテ春日部店

春日部市南中曾根八百九十五番地一 他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ドイト株式会社 代表取締役 坂元 康之

さいたま市中央区円阿弥一丁目一番三号

(変更後) ドイト株式会社 代表取締役 宮田 信明

さいたま市中央区円阿弥一丁目一番二号

ハ 変更年月日

平成二十一年五月十八日

ニ 届出年月日

平成二十一年十一月五日

二 縦覧期間
平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAGADon・キホーテ春日部店

春日部市南中曾根八百九十五番地一 他

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 合計 一〇〇台

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 合計 一三〇台

ハ 変更年月日

平成二十二年七月六日

ニ 届出年月日

平成二十一年十一月五日

三 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

イ 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ユニデイ草加新栄町店

草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百二、五百三、五百四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャパンホームバリユー草加店

(変更後) (仮称) ユニデイ草加新栄町店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所

(変更前) 川畑株式会社 代表取締役 川畑 公男

(変更後) 川越市大字小室二十九番地

株式会社ユニリビング 代表取締役 木下 邦久

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

新浦安センタービルディング十一階

新浦安センタービルディング十一階

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月二日

ニ 届出年月日

平成二十一年十一月六日

三 縦覧期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月二十日

職名 氏名 住所
理事 新井 富男 さいたま市岩槻区大字鹿室九三二番地

埼玉県告示第千五百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、庄内古川悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月二十日

職名 氏名 住所
理事 倉持 喜一郎 幸手市大字平野二六番地一

埼玉県告示第千五百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 保安林の所在場所

秩父郡長瀨町大字長瀨字奈良沢一八九〇の一、字住場一九一九の一、一九一九の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採することができ

る立木は、当該立木の所在する市

町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方

法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第千五百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により、和光

都市計画都市計画区域の整備、開発及び

保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県告示第千五百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

三 施行地区

和光市白子三丁目の一部、大字下新

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

埼玉県告示第千五百四十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

倉吹久原の全部

四 事務所の所在地

和光市広沢一番五号 和光市役所

七 公告の方法

組合事務所の掲示場及び和光市役所の掲示場に掲示して行う。

二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十六年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

六 事業年度

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百二十五号
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	北葛飾郡栗橋町大字佐間字古堤一七三四番一地从前同町大字佐間字古堤一七五二番一地从前		二〇・二三 三三・三九	一六三・五八	
新			二〇・六五 三八・五三		交差点整備・自転車歩行者道整備

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年九月十八日

谷戸二五番一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字大谷木字石原ヶ

二 検査済証番号

平成二十一年十一月十六日

大野幹夫

平成二十一年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

- 一 許可番号
平成二十一年九月二十五日
指令川建セ 第二一〇〇八五〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年十一月十六日
第二一〇一二五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字下伊草字角泉脇三八五―二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡川島町大字下伊草三八六―二
猪鼻 省

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)